

パブリック・コメント手続（意見募集）

都市公園条例の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：環境政策部公園管理課
電話 046-822-8333（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、国の政省令で定められていた「都市公園の配置及び規模の基準」、「公園施設の設置基準」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定公園施設の新設、増設又は改築を行う際の整備基準」について、基本的には国の政省令と同一の基準により、平成25年4月1日、本市の条例で決めました。

また、「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準」については、本市では国の基準を上回っていることから、都市緑地法に基づき策定した「みどりの基本計画」において本市独自の基準を決めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

都市公園条例

【目次】

◆ 都市公園条例の見直しの内容について	2
◆ 意見の提出方法	3

◆都市公園条例の見直しの内容について

1 条例名

都市公園条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないことといたします。

(理由)

本条例について、改正以来、関係する国の基準が改正されていないこと、また、公園利用者からの意見、要望も寄せられていないことから、現行条例の運用上の課題は見受けられず、改正の必要はないと判断いたしました。

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 環境政策部公園管理課総務係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・環境政策部公園管理課（横須賀市役所 2 号館 6 階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 環境政策部公園管理課

（3）ファクシミリ

046-821-1523

（4）電子メール

pa-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。